

平成２６年度 第４回生駒市障がい者地域自立支援協議会
会議録

開催日時	平成２６年１１月２６日（水） 午後２時
開催場所	生駒市役所 ４０１・４０２会議室
出席者 （委 員）	梅川会長、神澤副会長、関谷委員、辻村委員、吉田委員、岩元委員、 安田委員、上村委員、幸元委員、新谷委員
欠席者	なし
傍聴者	なし
事務局	障がい福祉課長 平尾、障がい福祉課課長補佐 鋤田、 障がい福祉課障がい福祉係長 坂田、障がい福祉課支援係長 石倉
案 件	（１）第４期生駒市障がい者福祉計画について （２）第４期生駒市障がい者福祉計画策定スケジュールについて
事務局	（開会） 第４回生駒市障がい者地域自立支援協議会の開催をお願いする。会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いする。 【配付資料確認】 お足下の悪い中、また、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 この協議会も第４回を迎え、みなさまといろいろ協議させていただく中で、我々もいろいろ知識を得て、協力させていただきたいと思います。 また、みなさまのご協力をお願いします。 第４回生駒市障がい者地域自立支援協議会を開催する。 案件（１）第４期生駒市障がい者福祉計画について、事務局から説明をお願いする。 案件（１）第４期生駒市障がい者福祉計画について、を説明させていただく。 【資料１ 第２部 障がい者福祉計画 第１章 新旧対照表 の説明】 【資料２ 第４期生駒市障がい者福祉計画の章立ての変更について の説明】 【資料３ 第４期生駒市障がい者福祉計画（案） の説明】 【資料４ アンケート調査結果の障がい者福祉計画への主な反映事項 の説明】 何かご意見等はないか。 資料３のＰ２８の生活介護のところですが、強度行動障害のことについて、
事務局	
会 長	
事務局	
会 長	
委 員	

	一言も触れてないと思われる。今後は強度行動障害の人たちが増えてくる。全体的には少数とは思いますが、その人たちの支援は、知的障がいの中でも特別な支援が必要である。現在は入所できる施設もないのだが、施設だけではなくトータルした支援が必要だと思う。平成25年度から強度行動障害支援者養成研修を都道府県で実施するよう国から指導があったと思う。都道府県だから主体は奈良県になるが、私たちの育成会も市に要望の一つとして強度行動障害の支援体制の強化を上げている。その支援者養成研修が市町村にも案内が来ると思うが、この計画は強度行動障害の人たちについて記載はしないのか。
事務局	今、委員が言われた強度行動障害ですが、平成25年度、厚労省から都道府県に対して研修を受講するよう通知があった。厚労省の研修に奈良県職員が参加し、その内容を生駒市に限らず市町村の職員に強度行動障害のための指導、バイザー的な役割等順次伝達していこうとなってきた。ご指摘のように、今早急にはいかないが、奈良県も取り組んでいく予定となっている。生活介護の中で強度行動障害の人をどのように介護をしていくかなどスキルを含めて検討課題になると思われる。強度行動障害という表現をこの計画の中に入れるまでの環境は整っていないと思うが、流れとしては市町村が取り組もうとしていることであり、今後計画に具体化されていくと思っている。
委員	今現在、強度行動障害の人をかざぐるまで受け入れているが、今回いろいろな面で協力いただいたが、この事業は、一つの事業所で措置していけることでもなく、地域で連携しての支援が必要である。特に強度行動障害の人に関しては、三つの施設が共同で支援した場合でも、お互い連携しないと事業所が戸惑うこととなるので、職員の研修は非常に重要になってくる。それには専門性が必要になるので、先ほど委員が言われた、経費も必要だし、それらの措置ができてなかったらどの施設も強度行動障害の人を受け入れることを拒否していくと思う。また次年度も卒業して来られると思う。9ページの個人の尊厳の保持と総合的な支援サービスの提供の項目の最後の方で、各自のニーズに応じたきめ細かなサービスの部分で、強度行動障害の人のことが含まれていると思っているが、それがはっきりと明記してもらえないかと思う。無理なことなのか。
事務局	市独自で強度行動障害のための研修会を含めた予算要求を来年度考えている。ただ、まだ予算要求の段階なので認められるか否かはわからないが、具体的な個々の取り組みを行うということで理解いただきたい。
委員	今の強度行動障害のことだが、この計画の中で共通に理解しておきたいのは、26ページの重度訪問介護という項目がある。この文章の中には、常時介護を要する…とあり、または、行動上著しい困難を有する重度の知的障がい者や精神障がい者に対し…と。これは当然強度行動障害の人も含んでいると思う。その他にも行動上著しい困難を有する…と所々出てくるので強度行動障害のケースも想定していると理解しておくということがいい

	のではないかと。そう理解したいと思うが。
会 長	この文章の中に含まれているという解釈でいいのではないかと。実際の運用は施設が協力して、また行政も支援体制を整備し、今後いい方向に向けるように。そういう解釈でいいか。
委 員	委員のみなさまが理解していただけたということで、今後、力強く思う。
委 員	7ページの就労支援事業所の設置や就労体験、優先調達等を・・・の優先調達とはどういうものなのか。また、病院関係部分の二次救急医療や小児二次医療とあるが二次とはどういうものなのか。
事務局	まず、優先調達とは、昨年に優先調達法が施行され、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することをいう。通常、物品購入や役務の提供は入札であるが、その法律によって特例的に随意契約が可能であるということ。それにより障がいのある人の賃金や工賃など経済面の自立を進めるのが趣旨である。 次に、二次救急医療とは、一次が掛け付けの医療機関、二次が入院を必要とする患者に対応する医療機関、三次が高度な処置を必要とする医療機関である。現在建設中の市民病院は二次救急を担うということになっている。
会 長	他にこの項目に関して、何か意見等無いか。無いようなら、案件（２）の第４期生駒市障がい者福祉計画策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いする。
事務局	案件（２）の第４期生駒市障がい者福祉計画策定スケジュールについて、を説明させていただく。 【資料５ 第４期生駒市障がい者福祉計画策定スケジュール の説明】
会 長	先ほどのスケジュールについて、何かご意見等は無いか。
委 員	素案に大きく変更がなければ２月９日の協議会は開催しないということか。
事務局	はい。
会 長	他に何かご意見等は無いか。
委 員	先ほど説明のあった、自由記述のところで、施設の整備の・充実、「親亡き後の問題」が４１件。それに関しては、福祉ホームとかにつながると思うが、それに対して具体的にどのように考えていくのか。
事務局	ケアホームがグループホームに一本化されているが、従来から申している

	ように、行政が直営で建設する考えはない。福祉事業所に立地建設していただきたく思っている。その際に、国や県の補助対象になれば市も予算の範囲内で補助していくことも考えている。以前に、就労支援の充実についての議会での一般質問で、生駒市も財政的に支援していくと答弁した。具体的に市が建設することは今のところ考えていない。
委 員	事業所が建設しない限り施設はできていかないということか。
事務局	ご存知のように、今山麓公園のレストランでの就労支援施設を整備している。他の福祉施設についても公園施設に限らず、転用できるものがあれば、市の財産を法的な手続きを経て借上げ、そこでグループホームを建設、運営していただくということはあり得る。しかし、現在市有財産の中にそのような公共施設は見当たらない。大幅な用途変更や改修工事をしなければ、グループホームに叶うようなものはないのが現実である。ただし、グループホームを全面的に排除した考え方ではない。
会 長	指定管理者として福祉事業者に委託するという考えか。
事務局	指定管理者、委託契約、市有財産の賃貸借契約など手法はいろいろある。その時に、市や事業所の一方に過重な財政的負担にならない手法でやっていきたいと考えている。
委 員	今現在は空き家が多い。昨日も法人職員と何軒か見学に行った。
事務局	先ほどは市有財産としての話をした。今の意見のように、空き家の活用は生駒市にとっても重要な課題であり、空き家対策を担当している都市整備部でも重点施策としている。福祉部と都市整備部が連携して、空き家を福祉施設に展開できないか都市整備部と調整を始めている。福祉事業所が、民間の空き家をグループホームに転用していただくことは有効な施策になる。
会 長	他に何かご意見等はないか。事務局から何か報告はないか。
事務局	【第3回協議会会議録の訂正の有無確認】
会 長	これにて、第4回生駒市障がい者地域自立支援協議会を終了する。 今後、生駒市として障がい者のためにいい方向に向かうようみなさまの協力で進めていきたいと思う。 長時間ありがとうございました。 (終了)